

つくば市立地適正化計画検討委員会設置要項

(趣旨)

第1条 つくば市が目指すべきまちづくりの実現に資するための立地適正化計画の策定に必要な事項を検討するため、つくば市立地適正化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会では、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) つくば市立地適正化計画の策定に関する事項
- (2) その他つくば市立地適正化計画を検討するために必要な事項

(構成)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が定める委員をもって構成する。

- (1) 市民
- (2) 産業、金融等の知見を有する者
- (3) 学識経験者、地方行政機関及び公共的団体の職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が選任する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(開催期間)

第5条 委員会は、平成29年4月20日から第2条に規定する検討事項が終了したときに終わる。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求めてその説明や意見を聞くこと、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができるものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、つくば市都市計画部市街地振興課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成29年 4 月20日から施行する。